

福岡県医発第 473 号 (総)

平成 19 年 6 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)



福岡県農薬安全使用対策協議会設置要領の改正に
ついて (通知)

標記につきまして、福岡県農政部農業技術課長より別添のとおり要領を改正
した旨の通知がありましたので、お送りいたします。

改正内容は、別表から福岡県警生活安全総務課を削除したものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご丁知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



19農技第1425号

平成19年6月 7日

福岡県農薬安全使用対策協議会に属する団体の長 殿

福岡県農政部農業技術課長

(食の安全係)

福岡県農薬安全使用対策協議会設置要領の改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり要領を改正しましたので、通知致します。
なお、改正内容は下記のとおりです。

記

改正点 別表から福岡県警生活安全総務課を削除

問い合わせ先

農業技術課

食の安全係 かこい 梶

TEL 092-643-3518

FAX 092-643-3516



新旧対照表

改正後	現 行
福岡県農薬安全使用対策協議会設置要領	福岡県農薬安全使用対策協議会設置要領
第1 目的	第1 目的
福岡県農薬安全使用対策協議会（以下「協議会」という。）は、福岡県農薬安全使用対策要綱（平成16年10月15日施行。以下「要綱」という。）第3の規定に基づき設置し、要綱第2に定める事項の円滑な推進方法について協議する。	福岡県農薬安全使用対策協議会（以下「協議会」という。）は、福岡県農薬安全使用対策要綱（平成16年10月15日施行。以下「要綱」という。）第3の規定に基づき設置し、要綱第2に定める事項の円滑な推進方法について協議する。
第2 構成及び役員	第2 構成及び役員
協議会は、別表に掲げる機関及び団体等の代表者をもって構成する。	協議会は、別表に掲げる機関及び団体等の代表者をもって構成する。
2 協議会に会長を置き、農政部長をもって充てる。	2 協議会に会長を置き、農政部長をもって充てる。
3 副会長は、農政部農業技術課長及び衛生部薬務課長をもって充てる。	3 副会長は、農政部農業技術課長及び衛生部薬務課長をもって充てる。
第3 運営	第3 運営
協議会は、定期的に会長が招集するほか、必要に応じて随時開催するものとする。	協議会は、定期的に会長が招集するほか、必要に応じて随時開催するものとする。
2 会長は、事案に関係する構成員のみをもって協議会を開催することができる。	2 会長は、事案に関係する構成員のみをもって協議会を開催することができる。
3 協議会の会議には、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。	3 協議会の会議には、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
第4 庶務	第4 庶務
協議会の庶務は、農政部農業技術課において行う。	協議会の庶務は、農政部農業技術課において行う。
附則	附則
1 この要領は、平成元年5月11日から施行する。	1 この要領は、平成元年5月11日から施行する。
2 福岡県農薬安全使用対策連絡協議会規約、福岡県農薬危害防止対策協議会規定及び福岡県農薬残留等に関する対策協議会規約は廃止する。	2 福岡県農薬安全使用対策連絡協議会規約、福岡県農薬危害防止対策協議会規定及び福岡県農薬残留等に関する対策協議会規約は廃止する。
附則	附則
1 この要領は、平成16年10月15日から施行する。	1 この要領は、平成16年10月15日から施行する。
2 福岡県水質汚濁性農薬使用対策協議会規約は廃止する。	2 福岡県水質汚濁性農薬使用対策協議会規約は廃止する。
附則	
1 この要領は、平成19年6月7日から施行する。	

新旧対照表

改 正 後		現 行	
別表		別表	
県等関係機関	団体等関係機関	県等関係機関	団体等関係機関
農政部長 農政部農業技術課 病虫害防除所	福岡県市長会 福岡県町村会	農政部長 農政部農業技術課 病虫害防除所	福岡県市長会 福岡県町村会
農政部農業振興課 農政部生産流通課 農政部畜産課 農業総合試験場病虫害部	福岡県医師会 福岡県薬剤師会 福岡県薬種商協会	農政部農業振興課 農政部生産流通課 農政部畜産課 農業総合試験場病虫害部	福岡県医師会 福岡県薬剤師会 福岡県薬種商協会
保健福祉部薬務課 保健福祉部生活衛生課	福岡県漁業協同組合連合会 福岡県有明漁業協同組合連合会 福岡県内水面漁業協同組合連合会	保健福祉部薬務課 保健福祉部生活衛生課	福岡県漁業協同組合連合会 福岡県有明漁業協同組合連合会 福岡県内水面漁業協同組合連合会
環境部環境保全課 環境部自然環境課 保健環境研究所	福岡県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福岡県本部 福岡県花き園芸連合会 福岡県茶生産組合連合会 福岡県農業生産資材協会 福岡県農薬卸売協同組合 福岡県農薬販売協同組合 農薬工業会九州支部 西日本グリーン研究所	環境部環境保全課 環境部自然環境課 保健環境研究所	福岡県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福岡県本部 福岡県花き園芸連合会 福岡県茶生産組合連合会 福岡県農業生産資材協会 福岡県農薬卸売協同組合 福岡県農薬販売協同組合 農薬工業会九州支部 西日本グリーン研究所
水産林務部緑化推進課 水産林部水産振興課 森林林業技術センター 水産海洋技術センター		水産林務部緑化推進課 水産林部水産振興課 森林林業技術センター 水産海洋技術センター	
建築都市部公園街路課		建築都市部公園街路課	
教育庁スポーツ健康課 教育庁高校教育課		教育庁スポーツ健康課 教育庁高校教育課	
福岡県警生活経済課		福岡県警生活安全総務課 福岡県警生活経済課	

福岡県農薬安全使用対策協議会設置要領

第1 目的

福岡県農薬安全使用対策協議会（以下「協議会」という。）は、福岡県農薬安全使用対策要綱（平成16年10月15日施行。以下「要綱」という。）第3の規定に基づき設置し、要綱第2に定める事項の円滑な推進方法について協議する。

第2 構成及び役員

協議会は、別表に掲げる機関及び団体等の代表者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、農政部長をもって充てる。
- 3 副会長は、農政部農業技術課長及び保健福祉部薬務課長をもって充てる。

第3 運営

協議会は、定期的に会長が招集するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 会長は、事案に関係する構成員のみをもって協議会を開催することができる。
- 3 協議会の会議には、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

第4 庶務

協議会の庶務は、農政部農業技術課において行う。

附則

- 1 この要領は、平成元年5月11日から施行する。
- 2 福岡県農薬安全使用対策連絡協議会規約、福岡県農薬危害防止対策協議会規定及び福岡県農薬残留等に関する対策協議会規約は廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成16年10月15日から施行する。
- 2 福岡県水質汚濁性農薬使用対策協議会規約は廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成19年6月7日から施行する。

別 表

県等関係機関	団体等関係機関
農政部長 農政部農業技術課 病虫害防除所	福岡県市長会 福岡県町村会
農政部農業振興課 農政部生産流通課 農政部畜産課 農業総合試験場病虫害部	福岡県医師会 福岡県薬剤師会 福岡県薬種商協会
保健福祉部薬務課 保健福祉部生活衛生課	福岡県漁業協同組合連合会 福岡県有明漁業協同組合連合会 福岡県内水面漁業協同組合連合会
環境部環境保全課 環境部自然環境課 保健環境研究所	福岡県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福岡県本部 福岡県花き園芸連合会 福岡県茶生産組合連合会 福岡県農業生産資材協会 福岡県農薬卸売協同組合 福岡県農薬販売協同組合 農薬工業会九州支部 西日本グリーン研究所
水産林務部緑化推進課 水産林部水産振興課 森林林業技術センター 水産海洋技術センター	
建築都市部公園街路課	
教育庁スポーツ健康課 教育庁高校教育課	
福岡県警生活経済課	